

令和5年度監査等年間計画

(令和5年1月11日決定)

(令和5年3月17日変更)

(令和5年6月8日変更)

仙台市監査基準第13条の規定に基づき、以下のとおり令和5年度監査等年間計画を策定する。

1 監査等の基本方針

令和5年度においては、本市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与することを目的に、合規性、正確性に加え、経済性、効率性及び有効性の視点も踏まえた監査等を実施する。その実施にあたっては、内部統制に依拠する程度を勘案し、監査対象に係るリスクを考慮した着眼点を選定することなどにより策定した実施計画に基づき、効果的かつ効率的な監査に努める。

2 監査等の種類・対象及び実施予定時期等

令和5年度に計画的に行う監査等は次により実施する。なお、組織改正で監査対象部局の名称が変更になった場合は、変更後の名称に読み替えて実施する。

(1) 定例監査

① 一般会計及び特別会計（工事に係る監査を除く。）[担当：監査課]

概ね3年で一巡する計画とする。

実施予定時期	対 象
令和5年2月～令和5年7月	総務局，まちづくり政策局，市民局（生活安全安心部），経済局（農林部，中央卸売市場），都市整備局（総務課，技術管理室，市街地整備部，公共建築住宅部），会計室
令和5年10月～令和6年2月	経済局（産業政策部，イノベーション推進部），文化観光局，都市整備局（計画部，総合交通政策部，建築宅地部）
令和6年2月～令和6年7月	危機管理局，財政局（財政部，理財部），健康福祉局（総務課，保険高齢部，保健衛生部，保健所），消防局

② 公営企業会計（工事に係る監査を除く。）[担当：企業監査課]

概ね2年で一巡する計画とする。

実施予定時期	対 象
令和5年4月～令和5年6月	建設局（下水道事業）
令和5年9月～令和5年12月	水道局
令和5年12月～令和6年2月	市立病院
令和6年2月～令和6年6月	交通局

③ 工事監査 [担当：工事監査課]

概ね2年で一巡する計画とする。

実施予定時期	対 象
令和5年3月～令和5年7月	危機管理局，環境局，経済局，都市整備局（総務課，技術管理室，計画部，総合交通政策部，市街地整備部，公共建築住宅部（住宅政策課，市営住宅管理課，公共施設マネジメント推進課，営繕課（計画調整係，維持保全第一係，維持保全第二係），設備課（電気第一係，機械第一係）），建築宅地部），教育局
令和5年7月～令和5年11月	都市整備局（公共建築住宅部（営繕課（建築第一係，建築第二係），設備課（電気第二係，機械第二係）），泉区役所，消防局
令和5年11月～令和6年3月	財政局，こども若者局，建設局（道路部，百年の杜推進部），青葉区役所，市立病院
令和6年3月～令和6年7月	健康福祉局，文化観光局，建設局（総務課，全国都市緑化フェア推進室，下水道経営部，下水道建設部，下水道管理部，八木山動物公園），宮城野区役所

（2）財政援助団体等の監査

定例監査の対象部局が所管する財政援助団体等から下記の基準にしたがって対象団体を選定し，定例監査の際に併せて実施する。

① 出資団体監査

監査実施年度において地方自治法施行令第140条の7の規定による出資比率が25%以上の団体（一般会計及び特別会計にあっては，出資比率25%以上50%未満の団体は必要に応じて実施する）。

② 財政援助団体監査

監査対象期間内に3,000万円以上の財政援助を受けた団体のうち，財政援助の金額及び内容，各団体の経営状況等を勘案し，監査実施団体を抽出する。

③ 公の施設の指定管理者監査

監査対象期間内に施設の管理を行っている指定管理者のうち，施設の種類及び指定管理者数等を勘案し，監査実施団体を抽出する。

（3）例月出納検査

① 一般会計・特別会計については，原則として前月分について毎月25日と26日に実施する。[担当：監査課]

② 公営企業会計については，原則として前々月分について毎月10日と11日に実施する。[担当：企業監査課]

（4）決算審査

① 一般会計・特別会計については，7月上旬から8月中旬に実施する。[担当：監査課]

② 公営企業会計については，6月上旬から8月中旬に実施する。[担当：企業監査課]

(5) 健全化判断比率及び資金不足比率審査 [担当：監査課・企業監査課]

7月上旬から8月中旬に実施する。

(6) 内部統制評価報告書審査 [担当：監査課・企業監査課・工事監査課]

7月上旬から8月中旬に実施する。